

## **[事案 2021-142] 契約解除取消請求**

・令和4年2月22日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人に不告知教唆があったことを理由に、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

悪性リンパ腫で入院したため、平成31年1月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、給付金は支払われたが、告知義務違反を理由に契約を解除された。しかし、契約時、被保険者は18年前にくも膜下出血で入院手術後完治して、年に1回病院に行っていることを募集人に伝えたが、告知が必要と言われなかったため告知をしなかったことから、告知義務違反による解除を取り消してほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、被保険者からくも膜下出血が完治したことは聞いたが、経過観察で通院を継続していることは聞いていなかったため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の状況等を把握するため、申立人および被保険者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の不告知教唆は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。